

令和4年
第2回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和4年2月28日（月） 午後2時～

2. 場 所 南九州市頤娃保健センター

3. 出席委員（ 19 人）

会長	1 番	松村 孝徳			
会長職務代理	2 番	永山 明美			
委員	3 番	福元 三徳	4 番	桑代 純一	5 番 松永 克生
	6 番	吉崎 久男	7 番	六反田 達郎	8 番 松藺 勝郎
	9 番	梶山 俊孝	10 番	東垂水 勝秀	11 番 今市 範男
	12 番	本木下 裕一	13 番	宮原 俊郎	14 番 月野 貴大
	15 番	池田 慎	16 番	下之門 信洋	17 番 東垂水美智子
	18 番	雪丸 泰親	19 番	大隣 初美	

4. 欠席委員（ 0 人）

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第 6 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第6 議案第 7 号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第 8 号 農地法第4条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第 9 号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第9 議案第10号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第10 議案第11号 非農地証明願いについて
- 日程第11 議案第12号 令和4年度農作業標準賃金の承認について

- 日程第 12 令和 3 年分農地の賃借料情報について
- 日程第 13 令和 4 年度農業委員会総会等開催計画について
- 日程第 14 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 赤崎 美行 係員 中村 信介，松村 建夫

農地係長 福永 正司 係員 西野 政則，内門 照人，森山 幸弘，加治佐和彦

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。
ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 4 年第 2 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 103 頁を御覧いただきたいと思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立

ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、6番 吉崎 委員，7番 六反田 委員を指名し、会議書記に赤崎 農政係長を指名いたします。

議長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日2月28日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは説明いたします。先ず、3点でございます。
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が1件ございました。
貸人は、始良市の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、借人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇です。
規模縮小によるもの1件です。地目の内訳は、畑2筆 1,704 m²で、颯娃地域です。
続きまして5～10点でございます。
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が34件ございました。
貸人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。
貸人主導によるもの11件、借人主導によるもの23件のうち、農地中間管理事業への載せ替えが4件となっております。地目の内訳は、田4筆 2,285 m²，畑61筆 88,995 m²の合計65筆 91,280 m²で、颯娃地域19件、知覧地域10件、川辺地域5件です。
なお、各点一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は12 頁からになります。今回は、新規認定4 件、再認定14 件、内容変更1 件であります。

一覧表は13 頁、新規認定個別表は、14 頁からになります。

まず、整理番号1，穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、青果用甘藷 500 a，人参 200 a の経営を行っていますが、今後は、人参を 300 a まで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号2，知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、水稻 50 a，飼料米 160 a，ソバ春秋合わせて 320 a の経営を行っていますが、今後は、それぞれ面積を増やし規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号3，川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、シキミ 140 a の経営を行っていますが、今後は、圃場の連坦化を進め、農地の集積集約化を図り経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号4，穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶 570 a の経営を行っていますが、今後は、茶の面積を増やし、新たに青果用大根の栽培を行い経営の安定に努めたい考えです。

4 件それぞれの経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願いいたします。

また、再認定14 件の個別表は、資料の16 頁からとなりますので、お目通しをお願いいたします。また13 頁の最後の内容変更1 件については有限会社〇〇〇〇で代表者変更となっております。以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 次に、日程第5 議案第6号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。今市委員お願いします。

今市委員 報告いたします。20 ㊦の審議番号1 番です。関連資料は21～23 ㊦になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番、畑 3,246 ㎡の内2,579 ㎡で、〇〇〇〇自治会南東側に位置します。

申請人は、申請地近隣で〇〇〇を飼養する法人であり、規模拡大を図るため、既存堆肥舎南側の申請地に〇〇〇〇を建築し併せて〇〇〇〇を整備しようとすることから、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

なお、残りの667 ㎡につきましては、平成18年7月に堆肥舎用地として用途変更の手続きがなされ、堆肥舎が整備されています。

申請地の北側は既存堆肥舎敷地に、東側、西側は畑に、南側は水路、農道に接しています。

現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は地下浸透及び自然流下で道路側溝及び水路へ放流し、ふん尿は周囲の農地等に十分に配慮し適正な処理を行い、日照・通風等については緩衝地を設け、建築物の高さを抑制するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号1 番の用途区分変更につきましては、申請目的が、養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから、妥当な変更であると判断されます。申請地近隣で〇〇〇を飼養しており、規模拡大を図るための申請であることから代替地の検討はしていないとのことです。

なお、同時に5 条転用許可申請がなされております。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議

をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第6号 農業振興地域整備計画変更（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第6 議案第7号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。25～26 ㊦の3条所有権移転13件でございます。

譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外の申請です。

地目の内訳は、田2筆 768 m²、畑22筆 26,874 m²の合計24筆 27,642 m²で、理由につきましては、規模拡大10件、受贈2件、空き家物件に接続する農地の取得1件です。

10a 当たりの取引価格につきましては、田が300千円、畑が37千円から6,514千円です。

ただいまの6,514千円の案件は審議番号2番の畑1筆307 m²で2,000千円の取引価格でございます。

地域別では、潁娃地域6件、知覧地域3件、川辺地域5件です。

なお、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました27～38 ㊦の調査書、誓約書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

また、38 ㊦右側につきましては、審議番号13番の空き家物件に接続する農地の取得を理由とする申請地の図面になります。空き家が建っている宅地〇〇番〇と接続する、空き家所有者の農地〇〇番〇を同時に取得しようとするものです。

以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第7号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件
について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第7号については、全案件について、申請どおり許可す
ることに決定いたします。

議 長 次に、日程第7 議案第8号 農地法第4条許可申請に対する許可について
を議題といたしますが、まずもって、現地調査員から報告をお願いします。大隣
委員をお願いします。

大隣委員 報告いたします。40 頁の審議番号1番です。関連資料は41～43 頁になり
ます。

申請人は、東京都〇〇の〇〇〇〇株式会社です。

申請地は、颯娃町〇〇〇〇番〇 外1筆、畑174㎡で、〇〇〇自治会北側
に位置します。

申請人は、東京都に本店を置き、太陽光発電事業を営む法人であり、時効
取得により取得した申請地を、平成29年3月頃に農地法の許可を得ないま
ま、南側に隣接する自社が設置した太陽光発電施設の管理用通路として整備
していたことから、今回、追認で許可を得ようとするものです。

追認で許可を得ようとすることから、始末書が添付されております。

申請地の北側は畑に、東側は里道に、南側、西側は農道に接しています。

現状のまま利用するが、砂利を敷設しているので土砂流出等の恐れはな
く、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、日照・通風等については、建築物
を設けないので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用，遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては，申請内容や添付書類により確認されていますので，適当であると判断されます。

なお，追認で許可を得ようとすることから顛末書が添付されています。

審議番号1番の農地区分に応じた許可基準につきましては，他のいずれの要件にも該当せず，周囲に概ね10ha未満の一団の農地がある区域内にあり，土地改良事業も施行されていないことから，第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

なお，追認での申請であることから代替地の検討はしていないとのことです。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問，御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第8号 農地法第4条許可申請に対する許可については，申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって議案第8号に係る案件については，申請どおり申請どおり許可することに決定されました。

議 長

次に，日程第8 議案第9号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが，まずもって，所有権移転について現地調査員から報告をお願いします。梶山委員をお願いします。

梶山委員

報告いたします。45ページの審議番号1番です。関連資料は46～48ページになります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番、畑 986 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の借家に居住する農業者であり、農業経営の効率化を図るため、申請地を譲り受けて、農家住宅及び農業用倉庫を建築しようとするものです。

申請地の北側、東側は畑に、南側は里道に、西側は宅地、水路に接しています。

20 センチ程度の盛土、切土も行いますが、擁壁を設けますので土砂流出の恐れはなく、雨水も溜枡を通して既設の側溝へ、汚水・生活雑排水は公共下水道へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設け、建築物の高さを抑制しますので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、今市委員お願いします。

今市委員 報告いたします。審議番号2番です。関連資料は49～51頁になります。
譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲渡人は、大阪市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇、畑 102 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、近隣の譲渡人所有の住宅を取得予定であるが、宅地入口までの路地及び宅地間口が狭く、車での通行が困難であることから、所有者が同じである申請地を譲り受けて、駐車場として利用しようとするものです。

申請地の北側、東側は市道に、南側、西側は宅地に接しています。

土砂流出、雨水排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、使用貸借権設定について、梶山委員お願いします。

梶山委員 報告いたします。52頁の審議番号1番です。関連資料は53～56頁になります。

借人は、頰娃町〇〇の〇〇〇〇、貸人は、頰娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、頰娃町〇〇〇〇番〇、畑 1,347 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で製茶業を営む法人であり、生産、加工に伴う経営基盤の強化を図るため、既存製茶工場に隣接する申請地を借り受けて、製茶工場を

増築し、併せて駐車場を整備しようとするものです。

申請地の北側は既存製茶工場敷地、畑に、東側は原野に、南側、西側は市道に接しています。

現状のまま利用しますがブロック積をしますので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ、日照通風等については緩衝地を設けるので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、今市委員お願いします。

今市委員 報告いたします。審議番号2番です。関連資料は57～59頁になります。借人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇、貸人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇〇〇番、畑 3,246 m²の内 2,579 m²で〇〇〇自治会南東側に位置します。

なお、残りの 667 m²につきましては、平成 18 年 7 月に転用許可を得て、堆肥舎が整備されています。

申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振用途変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 先ず、5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準につきましては、先程の4条許可申請と同様に、申請内容や添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番、2番の農地区分に応じた許可基準につきましては、他のいずれの要件にも該当せず、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが合意に至らなかったとのことです。

続きまして、資料の52頁でございます。

5条申請 使用貸借権設定につきまして補足説明いたします。

一般基準につきましては、先程の所有権移転と同様に、申請内容や添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番2番の農地区分に応じた許可基準につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地域内にある農地であり、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用

地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

なお、2件とも農用地区域内農地に区分されるため、審議番号1番は来月、審議番号2番は、農振用途変更の認可見込みの時点で、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第9号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、使用貸借権設定の2件については、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第9号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第9 議案第10号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。62～63頁を御覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外6件です。

田2筆 931㎡、畑12筆 20,546㎡の合計 14筆 21,477㎡で、理由につきましては、規模拡大5件、受贈2件です。

10a当たりの取引価格につきましては、田が324千円、畑が243千円から599千円です。

地域別では、潁娃地域4件、知覧地域2件、川辺地域1件です。

続きまして、65～83頁の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 130 件です。

設定面積は、田 62 筆 41,951 m²、畑 147 筆 230,651 m²の合計 209 筆 272,602 m²で、潁娃地域 55 件、知覧地域 31 件、川辺地域 45 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が 19 件、設定面積は、田 12 筆 7,322 m²、畑 18 筆 27,427 m²の合計 30 筆 34,749 m²で、潁娃地域 6 件、知覧地域 1 件、川辺地域 12 件となっております。

続きまして、85～87 頁の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 13 件です。

設定面積は、田 8 筆 2,752 m²、畑 22 筆 24,668 m²の合計 30 筆 27,420 m²で、潁娃地域 4 件、知覧地域 7 件、川辺地域 3 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、件数が 1 件、設定面積は、畑 4 筆 9,572 m²で、潁娃地域となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

今市委員 (譲受人の氏名の訂正について)

議長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る、所有権移転と賃貸借利用権設定並びに使用貸借利用権設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第10号に係る案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 次に、日程第10 議案第11号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。桑代委員お願いします。

桑代委員 報告いたします。89 分の審議番号1番です。関連資料は90～92 分になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番、畑 816 m²で、〇〇〇自治会南側に位置します。

申請地を平成19年3月に贈与を受けてから数年は耕作していましたが、周囲の農地も耕作しなくなり、管理が行き届かないまま、雑木、竹が生い茂り、山林の状態です。

周囲に耕作している農地はなく、農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

非農地判断につきましては、93 分の市の非農地に係る取扱基準第5条第2号イ)の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を勘案した上で、申請地は、農地への復元は著しく困難であるとともに、周囲に耕作している農地はなく、周囲の状況からみて、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 11 号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 11 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第 11 議案第 12 号 令和 4 年度農作業標準賃金の承認についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長 令和 4 年度農作業標準賃金の承認について御説明申し上げます。議案書は 95 頁になります。

これにつきましては、去る 2 月 7 日市役所顕娃庁舎におきまして、「南九州市農作業標準協議会」を開催し審議いたしました。

協議会の委員は顕娃・知覧・川辺地域の農作業に係る受託者、委託者、農業委員代表と市農業公社職員の 12 人で構成されており、これに事務局 3 人を含め計 15 人で協議をいたしました。

協議内容としまして、まず、表の 1 行目、一般農作業賃金についてですが、鹿児島県の最低賃金が令和 3 年 10 月 2 日付けで、1 時間当たり、これまでの 793 円から 28 円アップされ 821 円に改正されました。

821 円に 8 時間を掛けますと、6,568 円になり、現在の設定額 6,400 円では下回ってしまいますので、200 円値上げして 6,600 円としております。

また、山林作業賃金につきましても、200 円値上げして、7,600 円としております。

次に、3 行目からのロータリー作業以下の受託作業賃金ですが、平成 26 年度に消費税が 5 % から 8 % になったことによる値上げをして以降、据え置いていましたが、令和元年度に 500 円プラス消費税 8 % の 540 円の改定をし、10 月からは消費税 10 % の反映も行ったところです。

隣接する各市の状況ですが、指宿、枕崎、南さつまとも、一般作業賃金を 6,400 円から 6,600 円に改定するとのことですが、他の項目は、令和 4 年度も令和 3 年度と同額にするという決定、あるいは見込みとなっており、この

ようなことから、令和４年度も、令和３年度と同額に据え置くことで決定しました。

また、来年につきましてはドローンによる散布、バインダー、ハーベスターの見直し、委託作業賃金については、農作業賃金や石油産出国の大規模な協調減産並びに新型コロナウイルスの変異株の発生等に加えウクライナ情勢により、さらなる高騰が懸念される燃料価格についても考慮し、作成することが決定されました。

以上で説明を終わりますが、本日の総会で御承認をいただきましたら、３月発行の「農業委員会だより」に掲載し、一般公表することになります。よろしくお願いいたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

本木下委員 ドローンについて、詳しく説明をお願いします。

農政係長 穎娃地域の方から、甘藷の方がほとんどドローンだとのことで、それについて価格設定をしてほしいとのことでありました。穎娃は農協がやっているとのことでありましたが、川辺はヘリが主流で、知覧は個人や企業がやっています。

それで来年以降、今ドローンを持っている方に料金などを聞いて、いま聞いた感じでは、農薬込みか込みでないかで値段も違う様な感じで、農薬込みでもだいぶ安いそこら辺を調整しながら料金の方を設定していきたいと思っております。

議 長 今後ドローンの普及がでてくるだろうと思います。今年１年資料等を集めて来年度以降に決めていきたいと思っております。またバインダー、ハーベスターの入れ替えも考えております。
他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第１２号 令和４年度農作業標準賃金の承認については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号については、原案どおり承認することとし、4 月 1 日から適用することに決定いたします。

議長 次に、日程第 12 令和 3 年分農地の賃借料情報についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。97～99 頁でございます。

農地の賃借料情報につきましては、年 1 回、直近の賃借料の情報を提供することになっております。

97 頁は令和 3 年 1 月から 12 月までに農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業によって締結された賃貸借契約に基づき、集計した数値を掲載しております。

「田の部」と「畑の部」について、潁娃、知覧、川辺の地域毎に 10 a 当たりの平均額、最高額、最低額、データ数、最後に市全体の平均額を示してございます。データ数は集計に用いた筆数です。

なお、茶畑につきましては、下の※の 4 にありますように、条件によりましてばらつきがみられましたので集計から除いてあります。98 頁の市の茶業振興会が設定する標準小作料の目安を参考にさせていただくようにしております。

この情報は、3 月に全戸配布します『農業委員会だより』に掲載して提供する予定です。

99 頁は、賃借料の推移としまして、令和 2 年との比較を掲載しております。市全体の平均額をみますと、「田の部」が 1,700 円、「畑の部」が 500 円の減額となっております。

なお、この情報はあくまでも目安であり、賃借料は貸し手と借り手の双方がよく話し合っただけで決めていただくようお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 只今事務局から説明のありました件について、質問、御意見はございませんか。

下之門委員 川辺の茶業振興会ではお茶の小作料に上というのはないことで一般で決めております。

農地係長 茶業課に問い合わせをして資料を出ささせていただいたんですが、見直しをしないと聞いているんですが、そこまで至っていないということでこの資料を載せていただいています。

- 下之門委員 上とかなく、一般でいいんじゃないかと決めています。
- 議 長 他にございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも報告事項でございますので、御了承願いたいと思います。この情報については、3月に配布される農業委員会だよりに掲載予定であり、また、市のホームページでも公開されますので、よろしくお願いします。
- 議 長 次に、日程第13 令和4年度農業委員会総会等開催計画についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- 農政係長 議案書は101 号になります。
4月以降の転用調査や総会等の日程につきまして、別紙のとおり計画しております。
総会につきましては、農業委員の皆様は毎月の出席、推進委員の皆様は2か月に1回、偶数月の出席となります。
また、102 号には農業委員による農地転用等現地調査の輪番表を添付しております。
皆様日程の確保方、よろしくお願いいたします。
以上でお知らせを終わります。
- 議 長 只今事務局から説明のありました件について、質問、御意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 特にないようでございますので、この開催計画に基づき、日程確保等をお願いします。
- 議 長 次に、日程第14 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

農政係長 (活動記録簿の説明。)

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

松村主査 (農業者年金推進のお礼。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和4年第2回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後4時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 6 番 _____

会議録署名委員 7 番 _____